

文化審議会著作権分科会における
著作物等の流通促進のための権利処理の円滑化等に係るこれまでの検討経緯

平成 26 年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について（平成 27 年 3 月 3 日）抄

II 各課題の審議の状況

第 2 章 著作物等のアーカイブ化の促進

第 4 節 著作権制度上の課題に係る検討の状況

2. 著作物等の活用に関する著作権法上の論点

(2) 権利者不明著作物等の活用について

続いて、EUにおいて導入されている孤児著作物指令を参考としつつ、我が国において権利者不明著作物等を活用するためにどのような措置を講ずることが望ましいか、検討が行われた。権利者不明著作物等の活用のための制度として、既に我が国には、文化庁長官による裁定制度（以下「裁定制度」という。）が存在する。裁定制度は民間機関による申請も可能であり利用範囲もアーカイブに限定されておらず、その射程が広いものとなっていることから、小委員会では、権利者不明著作物等の活用について、裁定制度をどのように見直すか、という観点から検討がなされた。裁定制度とEU孤児著作物指令を比較した表は次のとおりである。

（表 略）

両制度を比較した場合、利用主体、目的、対象著作物、利用方法については、裁定制度の方がより適用範囲の広い制度となっている。小委員会では、①権利者不明著作物等を利用する上で求められる権利者搜索の内容、②権利者不明著作物等を利用した場合における権利者への補償の支払時期、③第三者による権利者不明著作物等の利用及び④その他の利用手続（裁定手続と登録手続の違い）について、両制度を対照比較の上、検討を行った。

①権利者不明著作物等を利用する上で求められる権利者搜索の内容

裁定制度においては「相当な努力」が、EU孤児著作物指令においては「入念な調査」が求められる。「入念な調査」の内容は各加盟国において定められることとなるが、同指令において最低限参照が必要とされている情報源と我が国で求められる「相当な努力」を比較すると、両者の間に大きな差異は見られないと考えられる。

②権利者不明著作物等を利用した場合における権利者への補償の支払時期

裁定制度は、事前に補償金を供託することを求めているが、EU指令においては加盟国に裁量があり、権利者が現れた場合に補償金を支払うことが可能となっている。これについて、我が国においても、権利者が現れたときに補償金の支払を確実に行うことができる公的機関については、事前の供託ではなく、権利者が現れた場合の支払を認める制度を検討することが適当である。これについて、裁定制度は民間の商業利用も可能な制度であることから、公的機関のみ優位に立つことにより民間との公平性を欠くのではないかと指摘があったが、公的機関について一律に権利者が現れた場合に補償金を支払えば良いと

するのではなく、一定の場合に限定して認めるという制度設計もあり得るのではないか、との意見があった。

③第三者による権利者不明著作物等の利用

裁定制度は、一度裁定を受けた著作物であっても裁定を受けた利用方法以外の方法で別途利用する場合には、改めて権利者検索を行った上で裁定を受ける必要があるが、EU指令では、OHIMのデータベースを検索して利用する著作物等が孤児著作物として登録されていれば、利用期間の情報や利用方法を登録することで利用が可能とされている。我が国についても、一度権利者不明著作物として裁定を受けた著作物で権利者不明状態が継続しているものについては、過去の調査結果の援用あるいは調査要件の緩和を認めることが適当である。その際、権利者不明状態が継続していることを確認するため、これまで裁定を受けた著作物の情報を検索可能な形でインターネット上に公開することが望ましく、また、裁定後に権利者が現れた場合には、権利者不明状態を脱していることが表示されるような措置を講ずることが求められるとの指摘があった。

④その他の利用手続（裁定手続と登録手続の違い）

裁定制度は、文化庁長官の裁定行為が必要となるが、EU指令の場合には、登録手続で済む。しかし、裁定制度では、文化庁長官が裁定を行うに当たっては、添付された疎明資料等から裁定の可否を判断しており、また、大量の著作物等に係る裁定申請を1件にまとめて行うことも可能となっている。さらに、裁定申請中に利用することも可能であり、EUと比較して、裁定手続であることによる実質的な負担に大きな差はないと考えられる。

（3）著作物等の流通推進のための権利処理の円滑化について

さらに、アーカイブ化の促進や権利者不明著作物に限定しない、著作物等の利用におけるより大きな論点として、著作物等の流通を推進するためにどのような権利処理の円滑化の措置を講ずることが必要であるかについて議論された。

この点については、著作物等の権利情報の集約化が重要であるとの指摘がなされた。現状、管理事業者や権利者団体にて管理されている著作物等については、権利情報がある程度まとまっているが、著作物等の分野により情報の集約度にばらつきがある。今後、著作物等の利用の円滑化を図るにおいては、著作物等について権利処理を行う場合の前提として必要となる権利情報を集約したデータベースや権利処理のプラットフォームとなるポータルサイト等の構築を検討することが求められる。

また、拡大集中許諾制度については、権利者不明著作物も含め大量の著作物等の権利処理を行う上で、利用者にとって窓口の一元化や権利者検索費用、取引費用の低減といった観点から利便性の高い制度となりうるものであるが、権利の集中管理の進展状況を踏まえつつ検討することが必要であるとの意見があった。一方で、本制度を導入することにより集中管理が進展するのではないかとの意見もあったところであり、我が国における実現可能性について、中長期的な視点から検討を進めることが適当である。

II 各課題の審議の状況

第 3 章 著作物等のアーカイブ化の促進

第 2 節 検討の状況

今年度、文化庁において講じた具体的な措置は次のとおりである。

（中略）

また、権利者不明著作物等の利用を円滑化する観点から、平成 28 年 2 月 15 日付で著作権者不明等の場合の裁定制度の見直しを行った。具体的には、過去になされた裁定に係る著作物等を利用しようとする場合については、権利者捜索のために必要な「相当な努力」の要件を緩和する告示の改正を行った。

（中略）

これらのほか、昨期の小委員会において権利処理の円滑化のための方策として挙げられた、著作物等の権利情報の集約化及び拡大集中許諾制度については、今年度、文化庁において諸外国の状況等について調査研究を実施している。

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ（平成 29 年 2 月）抄

第 4 章 著作物等のアーカイブの利活用促進

第 2 節 著作物等の活用に係る著作権制度上の課題

2. 検討結果

本小委員会において、著作物等の活用に係る著作権制度上の課題について議論を行った結果、法第 31 条の解釈を明確化するとともに、同条第 3 項に基づく国立国会図書館の資料の送信サービスの拡充、展示作品に係る情報を観覧者に提供するための著作物の利用を認める規定の見直し、展示作品に係る情報をインターネット上で提供するための著作物の利用を認める規定の創設、著作権者不明等の場合の裁定制度の見直しを行うべきとの結論に至った。詳細は以下のとおりである。

（略）

（4）著作権者不明等の場合の裁定制度の見直しについて

アーカイブした著作物等の活用に当たっては、権利者と連絡が取れない等の理由により、多くの著作物等が権利者からの許諾を得られない状況にある。我が国では、法第 67 条に規定される著作権者不明等の場合の裁定制度を利用することにより、これらの著作物等の活用の途を開くことができる。そのため、裁定制度の見直しを行い、アーカイブ機関による利用を含め、様々な権利者不明著作物等の利用円滑化に資することが期待される。

ア. 過去に裁定を受けた著作物等の利用

第一に、ヒアリングにおいては、国立国会図書館が裁定制度を用いてデジタル化した資料の二次利用を促進するために、著作物・著作者単位で裁定結果を公表・共有し、裁定結果の第三者による活用を可能とすることが要望された。

本小委員会では、権利者不明著作物等の利用について定めた E U 孤児著作物指令

(Directive 2012/28/EU) と我が国の裁定制度の比較を行いつつ、寄せられた要望について検討を行った。我が国の裁定制度においては、一度裁定を受けた著作物等であっても裁定を受けた利用方法以外の方法で別途利用する場合には、改めて権利者検索を行った上で裁定を受ける必要があった。一方、EU孤児著作物指令では、欧州共同商標意匠庁（OHIM）のデータベースを検索して利用する著作物等が孤児著作物として登録されていれば、利用期間の情報や利用方法を登録することで、再度権利者検索を行うことなく利用が可能とされていた。

そこで、我が国についても、一度権利者不明著作物等として裁定を受け権利者不明状態が継続しているものについては、裁定に当たって権利者検索のために講ずるべき措置の緩和を認めることが適当であるとされた。要件の緩和に併せて、権利者不明状態が継続していることを確認するため、これまでに裁定を受けた著作物等の情報を検索可能な形でインターネット上に公開することが望ましく、また、裁定後に権利者が現れた場合には、権利者不明状態を脱していることが表示されるような措置を講ずることが求められるとの指摘があった。

本小委員会における検討を踏まえ、文化庁は、平成28年2月、過去になされた裁定に係る著作物等を利用しようとする場合について、権利者検索のために必要な「相当な努力」の要件を緩和する告示（平成21年文化庁告示第26号）の改正を行った。具体的には、過去になされた裁定に係る著作物等について裁定を受けようとする場合に、文化庁のウェブサイトに掲載されたこれら著作物等に関するデータベースの閲覧を行うことで、広く権利者情報を掲載していると認められる刊行物その他の資料の閲覧及び広く権利者情報を保有していると認められる者に対する照会の二つの措置を講ずることが可能となった。過去に講じた措置を改めて講じることにより権利者情報が新たに得られることは稀であり、むしろ、過去に裁定を受けた著作物等に係る情報を集約し、これを参照する方が合理的であるためである。また、告示改正と併せて、文化庁により、過去に裁定を受けた著作物等の題号、著作者の氏名、過去になされた裁定に係る情報、著作権者に関して判明している情報等を集約したデータベースが新たに構築され、文化庁ウェブサイトに掲載されている。

イ. 公的機関による補償金の支払

第二に、我が国の裁定制度とEU孤児著作物指令との比較を踏まえ、権利者のための補償金の支払時期が両制度において異なる点が指摘された。裁定制度は、事前に補償金を供託することを求めているが、EU孤児著作物指令においては加盟国に裁量があり、権利者が現れた場合に補償金を支払うことが可能となっている。

我が国においても、権利者が現れたときに補償金の支払を確実に行うことができる公的機関については、事前の供託ではなく、権利者が現れた場合の支払を認める制度を検討することが適当である。同様に、申請中利用に当たって供託をすることが求められる担保金も、公的機関については免除し、権利者が現れた場合に、利用に係る補償金を直接権利者に支払えば足りることとするのが望ましい。また、対象となる機関は、国、地方公共団体やこれに準ずる機関であって補償金の支払が滞ることのないものを柔軟に指定できる制度設計とすべきであると考えられる。これにより、一定の公的機関については、供託手続等を省略することができ裁定制度の利用コストが低減することが期待できるとともに、権

利者への補償金の支払が担保される点において権利者の利益に配慮した制度改正となる。

本小委員会においては、裁定制度は民間の商業利用も可能な制度であることから、公的機関のみ優位に立つことにより民間との公平性を欠くのではないかと指摘もあったが、見直しは、裁定手続に係る負担を部分的に軽減するものであって、補償金の支払そのものを免除するものではないことから、これにより民間事業を圧迫することは想定しがたいと言えよう。

ウ．裁定制度の利用円滑化のための実証

第三に、平成28年10月より、民間主体を活用した裁定手続の迅速化及び利用者の手続負担の軽減に資する方策を検討するため、文化庁からの委託により、権利者団体（9団体）で構成されるオーファンワークス実証事業実行委員会が、利用者のために権利者検索や文化庁への裁定申請を行う実証事業を行っている。今後は、実証事業の結果を検証し、裁定制度の利用促進に向けた検討を行っていくこととしている。

以上のとおり、裁定制度の改善に向けた措置を順次講じるとともに、制度の見直しによる効果と利用者のニーズを踏まえて、今後も、同制度を活用した権利者不明著作物等の利用円滑化のための方策を検討することが重要である。

第3節 著作物等の流通推進のための権利処理の円滑化について

1. 問題の所在

アーカイブの利活用を行う上で、これまで挙げられた利用態様に当てはまらない著作物等の利用が行われる場合もあり、このような場合には、原則として著作権者等の許諾を得ることが求められる。また、アーカイブの利活用に限らず、一般的な著作物等の利用に係る課題として、著作物等の流通を推進するための権利処理の円滑化が挙げられる。

権利処理の円滑化のための措置を検討することは、著作物等の利用に際しての本質的課題の解決を図るために重要であり、本小委員会においても、その方向性について検討された。

2. 検討結果

ア．著作物等の権利情報の集約化

第一に、著作物等の権利情報の集約化が重要である。現状、著作権等管理事業者や権利者団体において管理されている著作物等については、権利情報がある程度まとまっているが、著作物等の分野により情報の集約度にばらつきがある。そのため、著作物等の利用の円滑化を図るに当たっては、著作物等について権利処理を行う場合の前提として必要となる権利情報を集約したデータベースや権利処理のプラットフォームとなるポータルサイト等の構築を検討することが必要であるとされた。

これを踏まえ、文化庁では、平成27年度に「著作物等の利用円滑化に資する権利情報の管理及び活用に関する調査研究」を実施し、著作物の適法利用を促進するため、著作権

等管理団体の保有していない権利情報を集約するとともに、既存の著作権等管理団体の保有する権利情報を統合したデータベースを構築し、権利情報をまとめて検索できる総合検索システムを構築することの重要性が示された。このため、文化庁では、平成29年度予算案に「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」(51百万円)を新規に計上し、音楽分野から権利情報プラットフォームの構築支援に着手する予定としている。将来的には、実証事業の成果を踏まえつつ、権利処理機能の付加や他の分野への展開について検討することとしている。

イ. 拡大集中許諾制度

第二に、北欧諸国や英国において導入されている拡大集中許諾制度について検討を行うことが重要である。同制度は、権利者不明著作物も含め大量の著作物等の権利処理を行う上で、利用者にとって、窓口の一元化や権利者検索費用、取引費用の低減といった観点から、利便性の高い制度となり得るものである。一方で、集中管理団体が、委託を受けていない著作物等の利用について許諾することができる根拠について疑問を呈する意見や、裁定制度の見直しによる効果を見極めた上で検討が必要であるという意見、権利の集中管理の進展状況を踏まえつつ検討することが必要であるとの意見が本小委員会では示された。

他方、本制度を導入することにより集中管理が進展するのではないかとの意見もあったところであり、著作物等の流通推進を図る観点から、今後も検討を進めることが適当であるとされた。

これを踏まえ、文化庁では、平成27年度に「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査」を実施し、同制度を導入している国及び導入を検討している国の状況を詳細に調査した。また、平成28年度は「拡大集中許諾制度に関する調査研究」が実施されており、同制度の我が国への導入可能性やその場合の課題等について検討が行われているところであり、今後、我が国の著作権制度に係る課題を検討する際には、同制度の可能性を含めて議論していくことが必要である。

平成29年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について(平成30年2月28日)抄

II 各課題の審議の状況

2. 権利者不明著作物等の利用円滑化

(1) 拡大集中許諾制度

ア. 検討の経緯

北欧諸国や英国においては、著作物の利用に関し、拡大集中許諾制度(以下、「ECL」ともいう。)が導入されている。この制度は、法律の規定に基づき、集中管理団体の構成員ではない著作権者の著作物について、相当数の著作権者を代表する「集中管理団体」(以下、「ECL 団体」という。)と著作物の利用者との間で締結された、著作物の利用許諾契約と同じ利用条件で、利用することを認める制度である。

著作物等の流通を推進するための権利処理の円滑化に向けて、この拡大集中許諾制度(以下、「ECL」ともいう。)が注目されており、知的財産推進計画2016においても「権利者

不明著作物等のほか、著作権管理団体が管理していない著作物を含めて、大量に著作物を利用する場合への対応の観点から、拡大集中許諾制度の導入について、我が国における集中管理の状況や実施ニーズ、法的正当性、実施する団体及び対価の在り方等に係る課題を踏まえ、検討を進める。」とされ、検討課題の一つとして挙げられた。

これらを踏まえ、平成27年度に、諸外国に関する委託調査研究（「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査」（平成27年3月、一般財団法人ソフトウェア情報センター））、続いて平成28年度に制度導入の可能性や問題点に関する委託調査研究（「拡大集中許諾制度に関する調査研究」（平成28年3月、同上））を実施し、本年度においては、同調査研究の結果の報告を受けて、今後の検討の進め方について議論を行った。

イ. 調査研究の概要

調査研究の概要については、それぞれ以下のとおりである。

（ア）拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査

本調査研究では、既に拡大集中許諾制度を導入している国として北欧5か国（アイスランド、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド）及びイギリス、導入を検討している国としてアメリカの現状に関して、文献調査、現地調査を含むヒアリング及び有識者による委員会における検討を通じて、基礎調査を実施した。

（イ）拡大集中許諾制度に関する調査研究

本調査研究では、上述の諸外国に関する基礎調査を踏まえ、我が国への拡大集中許諾制度の導入に関して、その要否や是非及び導入にあたっての論点を抽出し、著作権法学者、民法学者、弁護士等の有識者による議論・検討を行い、制度導入の可能性や問題点を整理した。

拡大集中許諾制度の導入にあたっては、まず、制度の対象（一般ECL／個別ECL）やECL団体の在り方、オプトアウトの有無など、様々なバリエーションがあり得るところであり、それによって制度上の位置づけが変われば、法的正当化や実際に制度化する場合の課題も異なるとの報告がなされた。

また、拡大集中許諾制度を我が国に導入する場合の法的な正当化については、黙示の許諾、労働協約、民法上の事務管理等に基づく説明が考えられるところ、それぞれに課題が残ると考えられ、具体的な制度内容に応じてさらなる検討が必要であることも報告された。これら様々なバリエーションがあり得ることを踏まえつつ、拡大集中許諾を制度として導入する場合の具体的な課題については、以下の課題があることが挙げられた。

- ①ECL 団体の在り方（適格性、代表性、構成員の同意の要否）
- ②使用料の徴収・分配の手続き
- ③非構成員の保護の在り方
- ④オプトアウトの具体的な仕組み
- ⑤現行著作権法上の集中管理制度との関係（ECL 団体の公正性や権利行使の適切性を担保する規定）
- ⑥著作権等管理事業法や競争法との関係（管理団体相互の関係、非構成員との関係、利用者との関係、平等原則及び代表性との関係）
- ⑦長期間権利者が現れなかった場合の未分配使用料の取扱い

また、本調査研究では、著作物の流通推進を図る制度には ECL を含めて様々な制度があるため（例：補償金請求権を伴う権利制限、報酬請求権、裁定制度、ライセンス優先型権利制限）、ECL の導入が適当なのはどのような場合かについて、今後も検討を要することが示された。

ウ．検討の状況

本小委員会では、平成 27 年度及び平成 28 年度に実施した調査研究の結果について、事務局からの報告を踏まえ、今後の検討の方向性について議論を行った。

調査研究結果を踏まえると、現段階では、拡大集中許諾制度の導入に当たっては検討すべき課題が多く、具体的な制度設計を離れて拡大集中許諾制度の一義的な正当化事情を特定することは非常に困難であることから、著作権制度の改正により拡大集中許諾制度導入の検討をする場合は、具体的な制度内容の検討を併せて行いつつ、その法的正当化の可否について検討を進めることが必要であることが確認された。その検討に当たっては、制度導入の必要性、どのような制度設計が望ましいか及び当該制度の導入によって期待される政策効果を明らかにするため、権利者不明著作物を含む集中管理のなされていない著作物の利用に係るニーズを把握した上で、これを踏まえて検討を行うこととされた。また、検討の際には、著作物の流通推進を図る制度としては補償金請求権を伴う権利制限、報酬請求権、裁定制度、ライセンス優先型権利制限などの制度も存在し、これらの制度の中で、あるいはこれらの制度を組み合わせたスキームにより、実質的に拡大集中許諾制度と同様の制度を実現するということが考えられることにも留意しながら適切な政策手段を選択する必要があることも同時に確認がなされた。

本年度は、こうした検討の方向性のもと、まず事務局において、文化庁に寄せられているニーズ等を踏まえて関係者へのヒアリングを行ったところである。来年度はその結果の報告を踏まえて、必要に応じて本小委員会で検討を行うこととしたい。

(2) 著作権者不明等の場合の裁定制度の見直しについて

他人の著作物等を利用する場合、原則としてその著作物等の権利者に許諾を得る必要があるが、権利者不明等の理由で連絡がつかない場合には、権利者の許諾を得ることができないため、著作物等を適法に利用できないという課題がある。このような場合であっても、適法に著作物等を利用することができる制度として、著作権者不明等の場合の裁定制度（法第 67 条）がある。

文化庁においては、著作物等の利用の円滑化等を図る観点から、著作権者不明等の場合の裁定制度について随時見直しを進めてきているところであり、平成 28 年には、過去に裁定を受けた著作物等の利用について、権利者不明等の場合の裁定制度の利用に必要な要件である、権利者検索のために必要な「相当な努力」の要件を緩和したところである。すなわち、過去に裁定を受けた著作物等の利用については、公衆に対する情報提供の求めを行うことのほか、文化庁のウェブサイトに掲載されたこれら著作物等に関するデータベースの閲覧を行うことをもって足りるとする見直しを行ったところである。

更に今年度においては、申請手数料の見直しが行われた。裁定の申請をする者は、実費を勘案して政令で定められる額の手数料を納付しなければならないこととなっており、手数料額はこれまで、1 件につき 13,000 円と定めていた（著作権法施行令第 11 条）。しか

し、利用のための補償金額より申請手数料の方が高額となる場合があることが利用を妨げているとの指摘があったことも踏まえ、最近の裁定手続に係る運用実績を基に申請手数料の額を見直した結果、平成 30 年 4 月 1 日以降の申請から、1 件につき 6,900 円に減額する制度改正が行われたところである。

このように、裁定制度については、随時見直しが行われてきているところであり、今後とも、制度の見直しによる効果や利用者のニーズ等を踏まえ、同制度の活用による権利者不明著作物等の利用円滑化に向けた方策を検討していくことが必要であることを確認した。

※文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第 2 回）（平成 30 年 7 月 27 日）

2 議事

（1）権利者不明著作物等の利用円滑化に関する検討について

資料 1 権利者不明著作物等の利用円滑化に関する検討（ヒアリング結果）

議事内容（議事録抜粋）

主査：

今やっていただきました事務局の報告を踏まえますと、それぞれのテーマにつきましては、運用の改善あるいは総務省における検討の状況など、まずは今後の進展を見守ることが適切ではないかと思えますし、本小委員会といたしましては、積年の課題となっておりますリーチサイト、現在ワーキンググループで検討しておりますライセンス制度の在り方といった重要な議題を抱えておりますので、まずはこれらを優先することが必要かと考えてはおりますが、今後の進め方について御意見がございましたらお願いいたします。何かございますでしょうか。

（略）

この権利者不明著作物等の利用円滑化の問題に関しましては、今いただいたようないろいろな論点もあると思えますけれども、今後、特に取り組むべき必要性の高いニーズが出てきましたら、その際改めて取り扱うこととしたいと考えております。その際には、今いただいたような論点についても検討を加えたいと思えます。

なお、文化庁におきまして取り組んでいる事業等も現在ございますので、それらが報告できる段階になりましたら適宜お願いしたいと思っております。

※文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（第 3 回）

（令和 2 年 2 月 4 日）

2 議事

（3）その他

参考資料 5 オーフアンワークス対策事業の概要

議事内容（議事録抜粋）

事務局：

参考資料の 5 に基づいて、今御紹介がありました、来年度予算において新規事業として予定しておりますオーファンワークス対策事業、予定額 4,900 万円でございますが、こ

れについて御説明を申し上げます。

(略)

まず3枚目のオーファン化防止対策事業です。こちらは今年度までの事業で、コンテンツの利活用を促進するために3年間行ってまいりました事業によりまして、音楽分野における権利情報を集約したデータベースの整備や、一括検索サイトの開設等を行ってまいりました。

この事業ではメジャー及びインディーズのCD情報や配信音源の情報を一定程度は集約できたものの、著作権等管理事業者に権利の委託をしていない個人クリエイター等の楽曲の集約には課題があったところでございます。

このため、データベースの対象楽曲の範囲を拡大し、著作物がオーファン化しない環境を目指し、例えばブロックチェーンやフィンガープリントといった技術の活用も視野に入れつつ、個人クリエイターが自主的に権利情報をデータベースに登録するインセンティブや、利用者が検索しやすくするための仕組みについて、初年度は2,900万円で、実態やニーズの調査研究を行おうとするものでございます。

(略)

次に5ページ目を御覧ください。裁定制度の利用円滑化事業でございます。

裁定申請者がより制度を利用しやすくなるように、補償金額の範囲を事前に把握できるようなシミュレーションシステムを構築いたします。

初年度1,000万円で、過去の利用実績や管理団体の使用料等を分析し、入力すべき利用態様、数量、期間等の利用方法や算定式の設定等を行おうとするものでございます。

(略)

このように、オーファン化を防止する対策、それからオーファン化の途中段階である許諾環境の整備・改善、そしてオーファンワークスの利用の最終手段である裁定制度の利用円滑化を計画的に行うことによりまして、新しい時代に対応した著作物の円滑な流通促進の基盤を作ってまいりたいと考えております。

そしてこの事業は、本小委員会の議題でもございます放送コンテンツの同時配信に係る権利処理の円滑化にも資するものと考えてございます。